

平成 18 年 第1回まんのう町議会臨時会会議録(第1号)

平成18年5月12日 開 議 午前9時30分

事 務 局 長

町 長

お早うございます。本日、久元 豊議員より体調不良のため、欠席の届出がありましたことをご報告申しあげます。

では本日の臨時議会開会にあたりまして、招集者であります栗田町長よりご挨拶をお願いいたします。

皆さんおはようございます。

新生まんのう町が誕生いたしまして、まんのう町議会の最初の議会であります第1回まんのう町議会臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日ここに新しく選出されました21名の議員各位におかれましては、4月23日執行の新生まんのう町議会の第1回目の議員選挙におきまして、各選挙区で厳しい選挙戦を勝ち抜かれ、めでたく当選の栄に浴されましたことを心からお喜びを申し上げます。今後とも新生まんのう町発展のため、ご尽力いただきますよう心からお願いを申し上げます。

また、私もまんのう町長選挙におきまして、町民の皆様方から温かいご支援、ご支持をいただきまして、新生まんのう町の初代町長として責任の重大さを痛感いたしております。

今回の合併は、わが国における社会制度や地方自治制度の変革によりまして、厳しい財政のもと、三位一体の改革への対応、行財政改革の推進など、まんのう町をとりまく環境は、非常に厳しく重要課題が山積いたしております。

合併という歴史的な改革によりまして誕生いたしました新生まんのう町の発展のために、非力ではありますが力いっぱい努力してまいる決意でございます。

どうか、議員各位におかれましては、今後のまんのう町政運営におきましてご支援、ご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、町政に対する施政方針につきましては、次の定例町議会におきましてご報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

はなはだ簡単ではありますが、ご挨拶とかえさせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規程により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、加地 禎 議員が年長者でありますので、ご紹介を申し上げます。

事 務 局 長

	加 地 事 務 局 長 加 地 加 地	投票用紙の配布をお願いいたします。 （投票用紙配布） 投票用紙の配布漏れはありませんか。 （「なしの声」あり） 配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。 （事務局 投票箱点検） ただ今から投票を行います。 事務局長が仮議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。 2 番 小亀重喜議員、3 番 本屋敷 崇議員、4 番 白川年男議員、5 番 白川皆男議員、6 番 橋田 忍議員、7 番 白川美智子議員、8 番 末武弘道議員、9 番 大西 樹議員、1 0 番 藤田昌大議員、1 1 番 黒木 保議員、1 2 番 大岡克三議員、1 3 番 高尾幸男議員、1 4 番 松下一美議員、1 6 番 三好勝利議員、1 7 番 大西 豊議員、1 8 番 川原茂行議員、1 9 番 加地 禎議員、2 0 番 高木 堅議員、2 1 番 谷森哲雄議員、2 2 番 山西 毅議員。 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。 これから開票を行います。8 番 末武 弘道君、及び1 3 番 高尾 幸男君を開票立会人をお願いいたしたいと思います。お二人の方、前の方をお願いを申しあげます。 （事務局 開票作業） 選挙の結果をご報告申し上げます。投票総数2 0 票。これはさきほどの出席議員数に匹敵いたしております。そのうち 有効投票 2 0 票 無効投票 0 票 でございます。 有効投票のうち 山西毅君 5 票、大岡克三君 4 票、松下一美君 4 票、谷森哲雄君 3 票、高木堅君 2 票、加地禎 2 票、以上合計が2 0 票であります。以上の通りでこの選挙の法定得票数は5 票であります。したがって、山西 毅 君が議長に当選されました。 議場の入り口を開けてください。 （事務局 議場入り口開場）
--	---	--

日程第1	加地	ただ今議長に当選された 山西 毅 君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定によって当選の告示をいたします。 山西 毅 君。議長の当選の承諾及びご挨拶をお願いします。 山西 毅 君。
	新議長	ただ今皆様方のご同意を頂きまして、不肖私当選の栄を授けていただきましたことをはなはだ高いところでございますが厚く御礼を申し上げます。私、微力ではございます。しかし先ほど私の初心の一端を述べたように合併に向けて始めての議長でございます。私はそれぞれの地域の伝統文化を育みながら議員各位のそれぞれの立場で和をもって今後進めたいと思うわけでございます。何はともわれ厳しい財政の中で国の方針のごとく、三位一体による厳しい財政事情で今後まんのう町をとりまく環境は本当に厳しいものであると私は思うわけでございます。皆様方の議員各位のご意見を拝聴しながら栗田町政に対して、諫言することは諫言し、私自身、隠忍自重するとは隠忍自重して、今後議長の末席を汚しまして皆様方と一緒にやってよりよいまんのう町を育てるがために微力ではございますががんばる所存でございます。空聞におきまして、町長以下課長の皆様かたにもよろしくご支援、ご協力をお願いをしたらと思います。どうぞよろしく願いいたします。失礼いたしました。
	加地	これをもって臨時議長の職務を全て終了いたしました。皆様方のご協力に感謝いたします。ありがとうございました。 山西議長に議長席にお着き願いたいと思います。どうもご協力ありがとうございました。 (山西議長、議長席に着く)
	議長	日程第一 議席の指定を行います。 議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。 議員諸君の氏名と議席番号を事務局長に朗読させます。
	事務局長	1番 山西 毅 議長、2番 小亀重喜 議員、3番 本屋敷 崇 議員、4番 白川年男 議員、5番 白川皆男 議員、6番 橋田 忍 議員、7番 白川美智子 議員、8番 末武弘道 議員、9番 大西 樹 議員、10番 藤田昌大 議員、11番 黒木 保 議員、12番 大岡克三 議員、13番 高尾幸男 議員、14番 松下一美 議員、16番 三好勝利 議員、17番 大西 豊 議員、18番 川原茂行 議員、19番 加地 禎 議員、20番 高木 堅 議員、21番 谷森哲雄 議員。
	議長	ただ今、朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。 ここで議事の都合により暫時休憩をいたします。議場の時計の11時25分でございます。5分間の休憩といたしたらと思います。

日程第 2	議	長	ます。	休憩 1 1 時 2 5 分 再開 1 1 時 3 0 分
	議	長	議席を指定いたしましたので、休憩中に各議員さんは移動をお願いします。	
日程第 3	議	長	休憩を戻りまして、会議を再開いたします。	
			会議録署名議員の指名を行います。	
日程第 4	議	長	会議録署名議員は会議規則第 1 1 9 条の規定により議長において	
			2 番 小 亀 重喜君	
日程第 5	議	長	3 番 本屋敷 崇君	
			を指名いたします。	
日程第 6	議	長	日程第 3 会期の決定の件を議題にします。お諮りします。	
			本臨時会の会期は本日 1 日間と致したいと思います。	
	議	長	これにご異議ありませんか。	
			(「意義なし」の声あり)	
	議	長	異議なしと認めます。よって、会期は 1 日間に決定しました。	
			日程第 4 発議第 1 号	
	議	長	まんのう町議会委員会条例の制定について	
			日程第 5 発議第 2 号	
	議	長	まんのう町議会会議規則の制定について	
			日程第 6 発議第 3 号	
	議	長	まんのう町議会事務局設置条例の制定について	
			以上 3 件を会議規則第 3 7 条の規定に基づき一括議題としたいと思います。	
	議	長	これにご異議ありませんか。	
			(「意義なし」の声あり)	
	議	長	異議なしと認めます。	
			よって、発議第 1 号、2 号、3 号を一括議題といたします。提出者から、提案理由の説明を求めます。7 番 白川美智子議員。	

	白川美智子 議員 議長 谷森議員	議長のお許しをいただきましたので、私が代表いたしまして提案理由の説明をいたします。 発議第1号から第3号までですが、発議第1号まんのう町議会委員会条例の制定については、地方自治法第109条の2、第110条及び第111条の規定に基づきまして、まんのう町議会において付託案件の審査及び所管事務の調査をする常任委員会議会運営委員会、ならびに議会の議決により付議された案件を審査する特別委員会の設置運営について必要な事項を定めようとするものであります。 次に、発議第2号まんのう町議会会議規則の制定につきましては地方自治法第120条の規定に基づきまんのう町議会におきまして会議の運営に関する手続き及び内部規律を定めようとするものであります。 次に発議第3号、まんのう町議会事務局設置条例の制定につきましては地方自治法第138条第2項の規定に基づき、まんのう町議会におきまして、議会の処務的事務や議長及び議員の職務を補助する事務負担組織として議会事務局を設置しようとするものであります。以上よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。 これをもって提案理由の説明はおわりました。これより発議第1号、第2号、第3号の質疑に入ります。質疑はありますか。 (なしの声あり) これをもって質疑を終了いたします。 これより、発議第1号 まんのう町議会委員会条例の制定について、討論に入ります。討論はありますか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、発議第1号 まんのう町議会委員会条例の制定についてを採決します。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決されました。 これより発議第2号 まんのう町議会会議規則の制定について、討論に入ります。討論はありますか。 (「なし」の声あり) 討論なしと認めます。谷森議員。 会議規則については、一部に議員の発言の制限について若干ありますので、私はこの発議会議規則については反対いたします。
--	---	---

日程第 7	議 長 藤 田 議 員	次に本案に対する賛成討論の発言を許します 藤田議員。 賛同者が賛成しないようでありますので、賛成討論がなしに採決されるのはちょっとおかしいと思いますので、賛成の立場で発言させていただきます。先般の全員協議会の中でですね、一応いろいろもみまして、3 町が合併したということですね、三町の議会運営についてはあるだろうということがありましたけれども発言回数の問題とか時間についてですね、十分議論しただろうと思います。まあそういった立場ではこの提案についてですね、とりあえずやっ払いこうという立場で私が賛成をしたいと思いますのでよろしく議長さんにもお取り計らい願いたいと思います。以上です。
	議 長	ほかに討論はございませんか。 それでは討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。 これより発議第 2 号 まんのう町議会会議規則の制定についてを起立により採決いたします。 本案は原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数であります。よって本案は原案の通り可決されました。 これより発議第 3 号 まんのう町議会事務局設置条例の制定について、討論にはいります。討論はありませんか。 （「なし」の声あり） 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより発議第 3 号まんのう町議会事務局設置条例の制定についてを採決いたします。本案は原案の通り決することにご異議ありませんか。 （「なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって本案は原案の通り可決されました。
	議 長	日程第 7 副議長の選挙を行います。 暫時休憩をいたします。議員の皆さんは第 I 委員会室へご参集をお願いいたします。 休憩を戻しまして、本会議を再開いたします。 選挙は投票で行います。 議場の出入り口を閉めます。 （事務局 議場閉鎖）
	議 長	ただ今の出席議員は 20 人です。

休憩 11 時 45 分

再開 15 時 15 分

	議長	次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に 2番 小亀 重喜 君 3番 本屋敷 崇 君 を指名します。 投票用紙を配ります。 念のため申しあげます。投票は単記無記名です。投票用紙には被選挙人の指名を記載願います。 なお同姓の議員がおられますので、姓だけでなく氏名を完全にお書きいただきますよう特にご注意申しあげます。 投票用紙の配布漏れはありませんか。 配布漏れなしと認めます。 投票箱を点検します。 (事務局 投票箱点検)
	議長	異常なしと認めます。 ただ今から、投票を行います。事務局長が議席番号と名前を呼びあげますので順番に投票をお願いします。
	事務局長	1番 山西議長、2番 小亀重喜 議員、3番 本屋敷 崇 議員、4番 白川年男 議員、5番 白川皆男 議員、6番 橋田 忍 議員、7番 白川美智子 議員、8番 末武弘道 議員、9番 大西 樹 議員、10番 藤田昌大 議員、11番 黒木 保 議員、12番 大岡克三 議員、13番 高尾幸男 議員、14番 松下一美 議員、16番 三好勝利 議員、17番 大西 豊 議員、18番 川原茂行 議員、19番 加地 禎 議員、20番 高木 堅 議員、21番 谷森哲雄 議員。
	議長	投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。 開票を行います。 2番 小亀 重喜 君 3番 本屋敷 崇 君 開票の立会をお願いします。 (事務局 開票)
	議長	選挙の結果を報告します。投票総数20票。

	議 長	これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。 そのうち 有効投票 20 票 無効投票 0 票 有効投票のうち 末武弘道 君 11 票 三好勝利 君 7 票 高尾幸男 君 1 票 谷森哲雄 君 1 票 以上のとおりです。 (議長 もう一度言ってください) 末武弘道君 11 票 三好勝利君 7 票 高尾幸男君 1 票 谷森哲夫君 1 票 よろしいですか。以上のとおりです。この選挙の法定得票数は5票です。したがって末武弘道君が当選されました。 議場の出入り口を開きます。 (事務局 議場開場)
	議 長	ただ今、副議長に当選された末武弘道君が議場におられます。 会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。 副議長 末武弘道 君。副議長当選承諾及び挨拶をお願いします。
	副 議 長	驚天動地という言葉がありますが、私は今朝来る前に、まさかこの壇上で挨拶をするなんてとんでもないことで考えてもみませんでした。しかし、こうして新しいまんのう町の門出の中で副議長という大席をおおせつかることになりました。ほんとうに私も仲南の選挙を終わったときから考えておりました5人に1人は私に入れてくれたんだなあと、そういう非常に大きな重荷を背負わされた、そういうことが本当に実感として湧いてまいりましたが、静かなる議長さん、そしてどっちかいうと私は行動派

日程第 8 日程第 9 日程第 10 日程第 11	副 議 長	でございますが、本当にすばらしい経験豊かな議長さんの下で、またみんなといろいろな融和を図りながらこれからの新しいまんのうの議会の人間関係を作るために一生懸命がんばってまいりたいと思います。何分にもいろんな意味で至らぬ点が多々あるのかとは思いますが、そこはまた皆様方の叱咤激励によってまたひとつひとつ年輪を積み重ねてまいりたいと思いますのでどうかよろしくお願いします。ありがとうございました。
	議 長	お諮りいたします。本日の会議は 24 時まで時間延長を致したいと思います。これにご異議ありませんか。 （「異議なし」の声あり） 意義なしと認めます。 よって本日の会議は 24 時までに延長することに決しました。 ここで暫時休憩をいたします。 議員の皆さんは第 1 委員会室へご参集をお願いします。 休憩 3 時 35 分 休憩を戻しまして会議を再開いたします。 再開 16 時 今からの日程にあります 日程第 8 常任委員会委員の選任 日程第 9 議会運営委員会委員の選任 日程第 10 仲多度南部消防組合議会議員の選出 日程第 11 財田川防災組合議会議員の選出 以上の件は関連がございますので会議規則第 37 条により一括上程いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 （「意義なし」の声あり） 異議なしと認めます。よって一括上程いたします。 常任委員会の決定等については、どのような方法でいたしましょうか。 （「正、副議長に一任」の声あり） 正、副議長に一任ということでございますので、各議員さんの意見を十分に拝聴いたしまして、議会構成をいたしたいと思いますが、このように決定してよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声あり）

	議 長	異議がないようですので、そのようにさせていただきます。	
		それでは、暫時休憩をいたします。	休憩 16時5分
	議 長	休憩を戻しまして、会議を再開いたします。	再開 18時25分
	事 務 局 長	休憩中におきまして、正、副議長において先ほど一括上程いたしました議案についての委員の選任を議員の皆様の意見を拝聴しながら決定いたしました。 また、休憩中におきまして、委員長及び副委員長の互選も行われましたことをご報告しておきます。 事務局長より発表いたします。 それでは総務常任委員会、委員長 三好勝利議員、副委員長 大西樹議員、委員 高木 堅議員、加地 禎議員、松下一美議員、大岡克三議員、白川皆男議員、以上7名の方でございます。 続きまして教育民生常任委員会、委員長 藤田昌大議員、副委員長 本屋敷 崇議員、委員 久元 豊議員、白川美智子議員、白川年男議員、小亀重喜議員、山西 毅議員。 建設経済常任委員会、委員長 高尾幸男議員、副委員長 黒木 保議員、委員 谷森哲雄議員、川原茂行議員、大西 豊議員、末武弘道議員、橋田 忍議員。 議会運営委員会、委員長 加地 禎議員、副委員長 川原茂行議員、委員 三好勝利議員、高尾幸男議員、藤田昌大議員、大西 樹議員。 仲多度南部消防組合 2名ということで議長 山西 毅議長、議会からの選出ということで大西 樹議員。 財田川防災組合 川原茂行議員、末武弘道議員、橋田 忍議員。 以上でございます。 ただ今、事務局長において発表したとおり、 日程第8 常任委員会委員の選任 日程第9 議会運営委員会委員の選任 日程第10 仲多度南部消防組合議会議員の選出 日程第11 財田川防災組合議会議員の選出 について、発表のとおり決することにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり)	

日程第 12	議 長	異議なしと認めます。 よって決定をいたしました。 日程第 1 2 中讃広域行政事務組合議会議員の選挙を議題といたします。本件につきましては、組合議会におけるまんのう町の議員定数は組合同規約第 5 条により 3 名となっておりそのうち 2 名は正、副議長の職にあるもの。もう一名は議員の中から選出することになっております。お諮りいたします。 選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推薦にしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「なし」の声あり) 異議なしと認めます。したがって選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。 お諮りいたします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (「異議なし」) 異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定いたしました。 それでは指名します。 中讃広域行政事務組合議会議員に松下一美君を指名します。 お諮りします。ただ今指名した松下一美君を中讃広域行政事務組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。 (「異議なし」) 異議なしと認めます。したがってただ今指名しました中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました松下一美君が議会議員に当選をされました。ただ今中讃広域行政事務組合議会議員に当選されました松下一美君が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって当選の告知をします。以上で中讃広域行政事務組合議会議員の選挙をおわります。
日程第 13		日程第 1 3 議案第 1 号 専決処分の承認について、 字の名称の変更について
日程第 14		日程第 1 4 議案第 2 号 専決処分の承認について、 まんのう町の役場の位置を定める条例ほか 1 6 4 件の条例の制定について
日程第 15		日程第 1 5 議案第 3 号 専決処分の承認について まんのう町の指定金融機関の指定について

日程第 16	議 長	日程第 1 6 議案第 4 号 専決処分の承認について 公平委員会の事務の委託について
日程第 17		日程第 1 7 議案第 5 号 専決処分の承認について 資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託について
日程第 18		日程第 1 8 議案第 6 号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について
日程第 19		日程第 1 9 議案第 7 号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う、財産処分について
日程第 20		日程第 2 0 議案第 8 号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について
日程第 21		日程第 2 1 議案第 9 号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について
日程第 22		日程第 2 2 議案第 1 0 号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う、財産処分について
日程第 23		日程第 2 3 議案第 1 1 号 専決処分の承認について 中讃広域行政事務組合規約の一部を改正する規約 以上議案第 1 号から議案第 1 1 号まで、1 1 議案を会議規則第 3 7 条により一括議題といたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「なし」) よって一括議題といたします。 以上一括上程議案について、提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義君。

	町長	議案として、提案させていただいております議案第1号から議案第13号までは、平成18年3月20日のまんのう町の合併に伴い、即時に行わなければならない案件の専決処分を行ったものでございます。それでは、議案第1号から11号までを、一括ご説明申しあげます。 議案第1号「字の名称の変更について」を、ご説明もうしあげます。新たにまんのう町を設置したことに伴い、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、旧琴南町、旧満濃町及び旧仲南町の字の名称を変更する必要があるため専決処分を行ったものであり地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 議案第2号「まんのう町の役場の位置を定める条例ほか164件の条例の制定について」を、ご説明申し上げます。新たにまんのう町を設置したことに伴い、165件の条例を専決処分を行ったものであり、これは、合併協議が整った事項について、まんのう町の設置にあたり欠くことのできない条例、即時に施行しなければならない条例を制定したものであります。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 議案第3号「まんのう町の指定金融機関の指定について」を、ご説明申し上げます。地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定に基づき、まんのう町の指定金融機関を指定する必要がある、合併協議で協議が整ったことにより、株式会社百十四銀行を指定したものであります。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 議案第4号「公平委員会の事務の委託について」をご説明申し上げます。地方自治法第252条の14第1項の規定により、公平委員会の事務を香川県に委託をするものであります。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 議案第5号「資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託について」をご説明申し上げます。地方自治法第252条の14第1項の規定により、資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務を善通寺市に委託するものであります。これは、旧3町においても委託を行っており、引き続き善通寺市に委託を行うものであり、よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 議案第6号、議案7号、議案8号、議案9号、議案10号につきましては、「香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更について」並びに、「香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団
--	----	--

	町 長 議 長 白川美 議員	体の数の減少に伴う財産処分について」であります。議案第6号及び議案第7号では、綾南環境衛生組合が脱退することに伴い、数の減少、規約の一部変更および、財産処分について、議案第8号では新たに小豆島町及び綾川町の合併に伴う、数の減少、規約の一部変更、議案第9号及び議案第10号では、高松地区広域市町村圏振興事務組合の脱退することに伴い、数の減少、規約の一部変更および財産処分について、をそれぞれ専決処分を行ったものであります。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 議案第11号「中讃広域行政事務組合規約の一部を改正する規約について」をご説明申し上げます。中讃広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴い規約の一部を改正するものであり、障害者自立法に基づく介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営管理に関することを追加するものであります。よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 以上、よろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由の説明をおわります。これより一括上程議案の議案第1号から議案第11号までの11議案に対しまして質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし」) これをもって質疑を終了いたします。これより議案第1号、専決処分の承認について、字の名称の変更の討論にはいります。討論はありませんか。 (「なし、なし」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第1号 専決処分の承認について 字の名称の変更の件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (「なし、なし」) よって、異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより議案第2号 専決処分の承認についてまんのう町の役場の位置を定める条例ほか164件の条例の制定の討論に入ります。討論はありませんか。 (「はい」) 白川議員。 条例42号 議員の費用弁償、これは財政が厳しい中費用弁償は出さなくてよいと私は考えます。それと条例106号 出産
--	-------------------------------------	--

	白川美智子 議員 議長 藤田議員 議長	祝い金、子育て支援というならばやはり第2子5万円となっておりますが、10万円、それから第3子10万円となっておりますが、20万円にしてほしいと思っております。 次に本案に対する賛成討論の発言を許します。 討論ありませんか。 藤田議員。 この議案第2号についてはですね、膨大な量がありまして、この議案の趣旨がですね、合併協議会で決まった部分を取りあえずこれで行こうという3町ですね、両氏の決定だろうと思います。ですから新町長が今から執行するにあたってですね、やはりこの条例を見ていきながら将来的には白川議員のいう部分も改正されるだろうと思いますし、とりあえずのですね3町の合意案件について、執行することについてはですね、やむをえないという立場で私は賛成の立場で討論したいと思っております、以上です。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第2号 専決処分の承認について まんのう町の役場の位置を定める条例ほか164件の条例の制定の件を採決いたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数です。 よって本案は承認されました。 これより、議案第3号 処分の承認について まんのう町の指定金融機関の指定の件の討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし、なし」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第3号 専決処分の承認について まんのう町の指定金融機関の指定の件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (「なし、なし」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより、議案第4号 専決処分の承認について 公平委員会の事務の委託の討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし、なし」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより議案第4号 専決処分の承認についてを公平委員会の事
--	--	--

	議 長	務の委託の件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (「なし、なし」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより、議案第5号 専決処分の承認について、資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託の討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし、なし」) 討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。これより、議案第5号 専決処分の承認について 資源ごみ等の圧縮選別等処理に関する事務の委託の件を採決します。 本案は承認することにご異議ありませんか。 (「なし、なし」) 異議なしと認めます。 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより、議案第6号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更の討論に入ります。 討論はありませんか。 (「なし、」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第6号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更の件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (「なし、なし」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより、議案第7号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分の討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし、なし」)
--	-----	--

	議 長	討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第7号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分の採決をいたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (「なし、なし」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより、議案第8号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更の討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし、なし」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第8号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更の件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (「なし、なし」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより議案第9号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更の討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし、なし」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第9号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少、及び香川縣市町総合事務組合規約の一部変更の件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 (「なし、なし」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより議案第10号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産
--	-----	--

日程第 24	議 長	処分の討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし、なし」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 10 号 専決処分の承認について 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分の件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 （「異議なし」） 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより議案第 11 号 専決処分の承認について 中讃広域行政事務組合規約の一部を改正する規約の討論に入ります。討論はありませんか。 （「なし、なし」） 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 11 号 専決処分の承認について 中讃広域行政事務組合規約の一部を改正する規約の件を採決いたします。本案は承認することにご異議ありませんか。 （「なし、なし」） 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 日程第 24 議案第 12 号 専決処分の承認について 平成 17 年度まんのう町一般会計予算、 平成 17 年度まんのう町国民健康保険特別会計予算、 平成 17 年度まんのう町老人保健特別会計予算、 平成 17 年度まんのう町下水道特別会計予算、 平成 17 年度まんのう町農業集落排水特別会計予算、 平成 17 年度まんのう町簡易水道特別会計予算、 平成 17 年度まんのう町介護保険特別会計予算、
---------------	------------	---

	議 長 町 長	平成１７年度まんのう町診療所特別会計予算、 平成１７年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計予算、 平成１７年度まんのう町訪問介護サービス事業特別会計予算、 平成１７年度まんのう町水道事業会計予算 を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義 君 議案第１２号 につきまして、ご説明申しあげます。 「平成１７年度まんのう町一般会計予算及び各特別会計予算並びに水道事業会計予算」につきましては、３月２０日新たにまんのう町を設置したことに伴い、３月２０日から３月３１日までの１２日間の平成１７年度予算であります。 一般会計では、総額２７億６千７百８十一万４千円といたしております。 この予算は、旧３町において１８年３月１９日までに執行した残予算であります。 ２・３ページで歳入予算、４，５ページで歳出予算を、６ページで繰越明許費、債務負担行為、地方債を記載しております。 旧琴南町分は、７ページ以降に記載しており、３億１００２万５千円を、 旧満濃町分は、６７ページ以降に記載しており１２億４４８８万２千円を、 旧仲南町分は、１０６ページ以降に記載しており５億８９６１万３千円を 繰越明許費の旧琴南町分を１５９ページ以降に記載されており９７７６万２千円を、旧満濃町分を１６３ページ以降に記載しており４億８５２５万１千円を、旧仲南町分を１６７ページ以降に記載しており４０２８万１千円といたしており、旧３町分合計として、２７億６７８１万４千円となるものであります。 旧町ごとに、事項別明細を記載しておりますので、お目とおしをお願い申しあげます。 １７１ページ以降に国民健康保険特別会計予算を記載しております。予算総額３億９７６１万６千円、直営診療施設勘定の予算を１６３７万４千円といたしております。 ２０７ページ以降に老人保健特別会計予算を記載しております。予算総額４億６７０８万１千円といたしております。 ２２５ページ以降に下水道特別会計予算を記載しております。予算総額１億５０９８万１千円といたしております。 ２４０ページ以降に農業集落排水特別会計予算を記載しております。予算総額３３０４万７千円といたしております。
--	-----------------------	--

	町 長	248ページ以降に簡易水道事業特別会計予算を記載しております。予算総額3686万9千円といたしております。 268ページ以降に介護保険特別会計予算を記載しております。予算総額4億4159万4千円といたしております。 295ページ以降に診療所特別会計予算を記載しております。予算総額を1420万2千円といたしております。 303ページ以降に浄化槽整備推進事業特別会計予算を記載しております。予算総額を8435万1千円といたしております。 313ページ以降に訪問介護サービス事業特別会計予算を記載しております。予算総額941万6千円といたしております。 別冊において水道事業会計予算を記載しております。 以上、平成18年3月20日から3月31日までの12日間の平成17年度予算の一般会計及び9特別会計並びに水道事業会計の予算であります。 よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 よろしくお願い申し上げます。
	議 長	これをもって、提案理由の説明をおわります。 これより、議案第12号 専決処分の承認について、質疑にはいります。質疑はありませんか。 谷森議員。
	谷 森 議 員	一般会計の分で76ページに一般公共事業債9450万、総合公園整備事業とこういうことですが、この分の事業の概要について説明をお願いいたします。
	議 長	説明を建設課長 小野 隆より説明させていただきます。
	建 設 課 長	自席でかまいませんか。 今、谷森議員さんから質問されました土木債の一般公共事業債9450万ですか、総合公園整備事業のどんな概要内容かということでもいいでしょうかね。ご承知のように、平成14年から計画をいたしまして今はもうすでに4年目を迎えとるわけなんです、場所は吉野の高屋原地区の方へですね、今、総合都市公園事業の中の総合公園事業をですね、今すでに着工しております。現在のところ今すでに少年野球場とアスレチック広場、それとお年寄りが使えるゲートボール場、その3つの整備が今終わっておるところでございます。18年度に入りましてですね、できるだけ早いうちに一部開園をと思っておりますが、最終的に、今、進入路とかトイレとかの整備のほう若干遅れまして、今すでにおわったわけですが、今後におきまして一部開園に

	建設課長 議長 谷森議員 議長 建設課長 議長	つきましては、また議員各位のほうと相談させていただいてですね、いつ一部開園するかということは今から決めていきたいと思っております。なお平成18年度におきましても、約1億9千万ほどの事業費の内示がいただいとります。この事業につきましては、また後日、全協等でご説明させていただいてですね、今後発注してまいりたいと思っておりますので、その節はよろしくお願いしたらと思います。以上でいいでしょうか。 谷森議員。 それではまだ1億、18年度1億という説明ですが、おおよそたとえば後何ヵ年計画で総予算どのぐらいというような見通しですか。 小野課長。 一番最初の計画ではですね、平成18年度末をもって完了さすということで、当初12億程度の事業費で計画をしておったわけなんです、その中にはですね、ご承知のように県の健康生きがい施設等の設置の絡みもございまして、そちらの方の事業の方がまだ県の方との調整が十分できとりません。その中でですね、一部期間も18年度が19年度のほうにのびていっというような状況でございまして、最終的にはその事業の一部を総合公園の事業の方にとりいれてですね、やるというような計画もございました。ただ、新しい3町の町になりましてですね、栗田町長の方から公約で申しておりますとおり、一部見直すというようなこともございまして、今後この内容につきましては、また議員各位とご相談しながらですね、内容変更していくというような方向性が今いわれております。全体では12億程度の事業だということでございます。 ほかに質疑はありませんか。 これをもって、質疑を終了いたします。 これより、議案第12号 専決処分の承認について討論にはいります。討論はありませんか (「なし、なし」) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第12号 専決処分の承認についての件を採決いたします。 本案は、承認することにご異議ありませんか。 (「異議なし」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。
--	---	---

日程第 25	議 長 町 長	これより日程第 2 5 議案第 1 3 号 専決処分の承認について 平成 1 8 年度まんのう町一般会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町国民健康保険特別会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町老人保健特別会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町介護保険特別会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町診療所特別会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町簡易水道特別会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町下水道特別会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町農業集落排水特別会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計暫定予算、 平成 1 8 年度まんのう町水道事業会計暫定予算 を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田隆義 君 議案第 1 3 号につきましてご説明申しあげます。 「平成 1 8 年度まんのう町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算の暫定予算」につきましては、地方自治法第 2 1 8 条第 2 項及び同施行令第 2 条の規定によりまして、本予算が成立するまでの間、必要な収支について予算を専決処分により調整したものであります。したがいまして、人件費、扶助費などの義務的経費及び施設管理費などの経常経費を中心に計上いたしておりますが、一般会計暫定予算では、6 月までに補助金交付申請が必要な工事請負費を一部、計上いたしておりますが、できるだけ本予算での執行に努めてまいります。暫定予算の期間は 4 月 1 日から 6 月 3 0 日までの 3 ヶ月間といたしております。 1 ページ以降に、平成 1 8 年まんのう町一般会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、2 6 億 2 5 5 0 万 8 千円といたしております。 歳入不足に伴う不足金は、1 9 ページの第 2 0 款 第 5 項 雑入で暫定予算歳入不足金補てん金として調整を行っております。 9 1 ページ以降に国民健康保険特別会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、5 億 3 5 4 0 万 6 千円といたしてお
---------------	-----------------------	--

	町長	ります。 111ページ以降に、老人保健特別会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、5億3540万6千円といたしております。 121ページ以降に、介護保険特別会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、8億7830万円といたしております。 135ページ以降に、診療所特別会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、3086万1千円といたしております。 145ページ以降に、簡易水道特別会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、3763万2千円といたしております。 155ページ以降に、下水道特別会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、7184万1千円といたしております。 167ページ以降に、農業集落排水特別会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、842万2千円といたしております。 175ページ以降に、浄化槽整備推進事業特別会計暫定予算を記載しております。暫定予算総額は、4619万3千円といたしております。 別冊において水道事業会計暫定予算を記載しております。 なお、17年度で行ってございました、旧琴南町での訪問介護サービス事業特別会計は、これを廃止いたしました。 以上、平成18年度の一般会計暫定予算及び8特別会計暫定予算並びに水道事業会計暫定予算であります。 よって、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 よろしく、お願い申し上げます。 これをもって提案理由の説明をおわります。 これより、議案第13号 専決処分の承認について、質疑にはいります。質疑はありませんか。 谷森議員。 19ページの雑入で、介護予防事業収入という項目で、何点か、例えば介護予防ケアマネジメント事業とか、介護予防総合事業とかそれから権利擁護事業とか歳入ではいっておるというので、ちょっと私理解しがたいので、この雑入の事業収入についての今申し上げましたケアマネジメント事業とかそれから権利擁護事業までの、このなぜこういうような形で収入に入ってきたか
	議長	
	谷森議員	

	谷 森 議 員 議 長 地域包括支援 センター室長 議 長 まちづくり 政 策 課 長 谷 森 議 員 議 長 谷 森 議 員	ということが1つ、それからですね、かりんの里事業費ということで、通信運搬費606万2千円、それから工事費で2655万円ですか、これがあるわけですが、これも継続的に事業をされておるのか、それともいわゆる工事の内容についてお尋ねいたします。それから、53ページの勤労青少年ホーム設置費とかこれがちょっと非常に理解しがたいんで、この説明、それからもう一点、琴南、旧の琴南部分ですが、林道の笠形線の開設事業、60ページですが、1577万5千円、新たに事業計画も組まれておるようですが、この分については若干の異論もあったのですが、今回18年度で専決処分でお出しておるということですので、今後また引き続いてこの事業が取り組まれるのか、そういうことも併せてお尋ねいたします。それから、67ページの都市計画費ということで2億1500万円、工事費は1億9500万円ですか、この分の事業内容についても説明をお願いします。以上です。 地域包括センター室長 細川 憲志君。 ただいまのご質問のなかで、介護予防ケアマネジメント事業の収入についてでございますけれど、平成18年の4月から制度改正が行われまして、介護給付事業の中に介護給付費と地域支援事業費というのが分かれて入ってくるわけですが、それで介護保険特別会計の中で地域支援事業費の受け入れをしております。それを一般会計のほうで今のところ事業を行うと、それでそれに伴う金額を介護特別会計のほうから一般会計のほうへ見合う分だけを繰り出すというような予算立てをしておりますが、今後6月の予算の時に、なお精査しまして特別会計の中でやるか、それか一般会計の中で事業を行うか、これ今、検討しておる段階でございます。 まちづくり政策課長 竹林 昌秀君。 続きまして27ページ、かりんの里づくり事業費についてご説明申し上げます。644万8千円という、かりん亭運営事業費でございますが、中で一番大きなものを占めるのは418万円の原材料費でありまして、うどんと食材の仕入れ材料費とご理解いただければと思います。後はですね、かりん亭の23万4千円というのは草刈ですし、光熱費等の消耗品がありまして、後は賃金であります。それでかりん亭については640万ほどの予算が計上されているわけでございます。以上でよろしいでございますでしょうか。 議長、3回しか質問できんきん、また後で。 ご了解いただけますか。 議長、あのまだ若干質問があったのでお願いしたいのですが。工事費の2640万のことについての工事の内容についてお尋ねしたらと思うんですが。
--	---	--

まちづくり政策課長	それはどちら何ページになりますか。
谷 森 議 員	28ページです。
議 長	企画情報課長 斎部 正典君。
企画情報課長	自席で失礼します。今言われました28ページの15 工事請負費の件でございますが、3町合併したことによりましてLANで結ぶということですね、光ファイバーケーブルで旧琴南支所と仲南支所、この本庁間をケーブルで結んで情報を共有しようという分の整備費用の工事代金でございます。以上でございます。
議 長	総務課長 栗田 義郎君。
総 務 課 長	そしたら53ページの勤労青少年ホーム設置費ということで、勤労青少年ホームというのがよくわからないというご質問だったと思うんですけども、これにつきましては旧労働省の補助をいただきまして、旧の満濃町神野地区で施設を設けております。その施設費に対する費用ということで132万4千円を計上しております。これにつきましては、神野地区におきましては、公民館という施設がございませんので、そういう風な施設に実際は使わせていただいとるような施設でございまして、その費用について充てております。以上でございます。
議 長	建設課長 小野 隆君。
建 設 課 長	60ページですね、自席で失礼しますが、60ページの林道事業費の中ですね、先ほど谷森議員さんが申されました笠形線開設事業費、トータルで1577万5千円、右の端に書いてありますが、この事業につきましては、県のみどり整備課のほうと相談してですね、今回事業をやっていくということを支所の方からも聞いております。そういうことで6月の議会までにですね、それらの事業の申請もしなければならないということから、先暫定予算を組まさせているところです。以上です。
	それともう一点、私の方の関係で質問されました67ページの都市計画総務費の中の15の工事請負費1億9500万の内容ですが、先ほど私のほうが総合公園事業の方で申しました金額、約1億9千万という数字でしたが、実際は1億9500万、工事請負費で組まさせていただいて、これは今現在内示をいただいております。これも同じでございます、もうすでに補助金申請を5月から6月にかけてしていかなければならないということから暫定予算を組まさせていただいております。以上です。
谷 森 議 員	議長。
議 長	谷森議員。
谷 森 議 員	介護保険の絡み、介護予防事業ですか、これは例えば介護保険の方から本来扱うんやけど、一応今回の合併とかそういう事情

	谷 森 議 員 議 長 地域包括支援 センター室長 議 長 企画情報課長 議 長 建 設 課 長	で一般会計の方へお金を入れたんだとこういうことなんです、いわゆる相談事業いわゆる被保険者から相談した場合の相談料 いうんですか、こういうことですか、私もあのあまり分かりかねるんでお尋ねするわけですが。それからですね、権利擁護事業 とかこういうなんで被保険者からお金を徴収するいうんかいただくいうんか、この分の収入かそれとも全く違うんか説明いた いたらと思います。それからですね、かりんの里事業いうんで、3町合併したということでLANケーブルで結ぶとこういうこと ですが、これは私が考えとったんは、かりんの里いうんで、満濃公園の近くに従前から満濃町がさまざまな事業をしておるわけ ですが、その中の事業かと思とったんですが、いわゆるこれは満濃町がかりんを、いわゆる町の何かしておりますわな、そうい う絡みでかりんの里づくり事業というので、旧の3町抱き合わせてLANケーブルで結ぶからいうことで、かりんの里づくり事 業とこういうような呼び方をしておるのかをお尋ねいたします。それからですね、さきほど質問いたしました公共土木債いうん か1億なんか、これが17年度の起債やったんかな、それがいわゆる公共土木債とかいう名目で起債を起こしとったかと思うん ですが、これが都市計画の事業のほうに充てると、こういうことですか。 地域包括センター室長 細川 憲志君。 先ほどの谷森議員さんの質問ですけれど、平成18年度から、先ほど申し上げましたように、介護保険の給付費の中に標準給 付費としまして、入所介護サービスとかそういうのがありまして、その2パーセントから3パーセントを地域支援事業費として 計上しなさいと、これについては介護認定を受けました時に自立の判定が出た方、それから一般高齢者、それから特定高齢者、 介護になりそうな方です、その方らのためにできるだけ介護が必要とならないように、サービスを行うものでございまして、そ れはそのサービスを受ける方の費用はかかりません。その内容としまして、運動機能の向上、栄養改善とか口腔ケア、閉じこも り、認知症の予防支援と、そういうような事業を考えております。 企画情報課長 斎部 正典君。 各支所間のLANの工事費、これがかりんの里づくり事業というふうに言われましたが、ページの一番下の欄にですね、款項 目がありまして、情報通信費というのがございます、これで対応しております。 建設課長 小野 隆君。 さきほどのですね、ご質問されました1億9500万の事業費、それと先ほど説明しました17年度の起債の関係につきまし てはですね、この公園事業が2分の1の国の補助でございます。それでですね、その2分の1、残りの50パーセント、それは 起債対応ということで、その起債額が先ほど17年度でておる金額、17年度分としてでておる金額でございます。ちょっと数 字的には覚えておりませんが、その50パーセントの起債を借ってですね、最終的にまんのう町が持ち出す金はいくらやという
--	---	--

建設課長 議 長	ような、単純に申しまして約１３パーセントから１５パーセントぐらいな金額だったと思います。そういうご説明でございます。 谷森議員。
建設課長 議 長	それではまたあの、こういう新しい、継続的な建設とか、あるいはあのいわゆるハード事業いうんですか、こういうことについて、また後で構いませんので、できたら概要についての資料をお願いしたらと思っておりますので、その点、お願いしておきます。 分かりました。 小野課長のほうから了解をしたそうです。よろしくお願いします。 他に質疑はありませんか。
藤 田 議 員	藤田議員。 ７２ページから７３ページにかけての小学校運営管理費の関係なんですが、いちおう仲南の３小学校が閉校されたと思うんですね。その中でライフラインといわれる水道電気とか浄化槽関係の部分の扱いはどうなっているのか、その補修とか設備管理で１００万から１９０万ですかね、予算計上されておりますが、具体的にそういう部分のどういう管理をする分なのかちょっと説明いただきたいと思います。
議 長 教 育 次 長	教育次長 加見 重昭君。 自席で説明させていただきます。旧小学校につきましては、最低限の維持管理ということで、現在警備保障会社につながっている電話、また最低のそのための電源等を残しまして、一応他のその他もろもろのものにつきましては、一応契約解除という方向で行ってございます。なお、跡地利用等については今後順次検討していかなければならないと思っておりますので、また議員様方のご協議等いただきまして順次考えていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
議 長 藤 田 議 員 議 長	藤田議員、よろしいですか。 はい。 他に質疑はありませんか。
大西 豊議員	大西 豊 議員。 先ほどのちょっと関連した部分があるんですけど、ページ２７ページのかりん亭運営事業費のもう少し細かい説明をいただきたいと思います。それと今年度はどのぐらいの売り上げを見込んでおるのか、ただ漠然とではなくして、旧の満濃町においてもいろいろこの収支についていろいろ議論されておったところでございますので、もう少し細かく、また売り上げ等はどのぐらい

	大西 豊議員 議 長 まちづくり 政 策 課 長 議 長 大西 豊議員 まちづくり 政 策 課 長 大西 豊議員 まちづくり 政 策 課 長 議 長 大西 豊議員 議 長	売り上げするのか、それとそういうことについてお願いいたします。 まちづくり政策課長 竹林 昌秀君。 この予算は暫定予算でありまして、前年並みの運営をすると、そういう予定に基づく予算であります。議会におかれてはこれに対して関心が高く、改善の要望があるかのように聞いております。これについては、今後検討してまいりたいと思っております。以上でございます。 大西議員、今の説明でよろしいですか。 もういちど、議長、私が質問したことについて、もう少しあのお考えいただきたいと思います。基本的には今まで問題があったから、いろいろ前の議会でもあったんで、なんぼ暫定であってでも、先ほど町長の答弁にも、新生まんのう町の財政力は県下で一番悪い状態です。基本的には当初予算で34.1パーセント、66パーセントの交付税に頼らなければなりません。そういう中で、国においても交付税が削減されることがすでに決定されております。そういう中で、暫定であってでも、もう少し詳しい説明、2回言ったからいうて、2回質問したということになれば何も質問できませんので、暫定であってでも根拠を示していただきたいと思います。 ご期待に沿う答弁になるかどうか自信が持てませんが、暫定予算は前年度のことを継承した予算でございます。当然これについては改善を加えるべく、今後検討してまいりたいと思います。かりん亭の予算については640万円ほどであります。一番大きいのが410万円、そして臨時アルバイトが100数十万円、そして管理委託料の草刈り費、後は光熱費、水道代、そうしたものでありまして、特に変わった運営をするわけではありません。普通に食堂を運営している予算です。それが今年度の暫定予算とご理解いただければと思います。経営改善につきましては、今後の行政評価、そして行政改革の中で、研究し論議をさせていただければと思っております。いかがでしょうか。 議長、笑いもって答弁するんありますか。もうちょっと真剣に答弁してください。 これはですね、これ以上はちょっと説明のしようがございませんですが。経営内容についてはですね、数値を集め、資料を収集して、今研究しておるところではあります。これは6月の議会を待って、行政評価なり行政改革の体制ができてから、論議の俎上に載せれば、そんなふうに思っておるところであります。 竹林昌秀課長の説明で、大西 豊議員、ご理解をいただけたらと思います。 議長、議長、議長、かまんですか。 いやいや、理解をしてくださいというて、私がお願いをしよんです。
--	--	---

	大西 豊議員 議 長 (大西豊議員) 議 長 (大西豊議員) 議 長 (大西豊議員) 議 長 (大西豊議員) 小 亀 議 員 議 長 教 育 委 員 会 課 長	そんな生半可な問題ないでしょう。 課長がこれ以上説明いうても今の暫定予算ではそらできんと思います。 議事進行の関係で質疑を打ち切ります。他に質疑はありませんか。 (議長、何いよんですか、もう新町まんのう町発生してから、何、議長言よんですか、新生まんのう町でけてからもう何ヶ月になるんですか、あなた何いよんですか、そんな無茶なことというて通るんですか。あなた議長に選任されてどんなこというたんですか。ちゃんと意見を聞いて議会を運営する言うたんじゃないんですか。そんな無茶なことと言って、もう新生まんのう町がでけてから2ヶ月になるんですよ。) それは今課長から説明があるように、暫定予算だからご理解をしてくれという。 (暫定予算の中でも説明の仕様があるでしょう、にこにこ笑いながらしないで。ちゃんと答弁してくださいよ。そんな生半可んで絶対いきませんよ。まんのう町の財政力指数見てください。県下で1番悪いんですよ。認識してないんですよ、それを。そんな住民からしかられますよ。議長も我々議員の代表ですからもうちょっと私の質問に対する答弁をさせてください。) 他に質疑はありませんか。 (議長、何いよんな。答弁できとらへんやない。) 小亀議員。 すいません、細かな数字になるんですが、80ページになんですが、すいません、私自身のことになって申し訳ないんですけど、PTA関係の予算のことで、このPTA育成連絡協議会補助金という60万ですね、これはいわゆるPTA連絡協議会、旧町でもございました、それと同様のPTAへの町内の連絡協議会への助成金なるものとして考えていいんでしょうか。というのが、ひとつは前年どおりの額なのかもしれないんですが、やはりあのちょっと実際のところはかなり、旧ではない新しいフレームになりましたんで、非常に連絡協議会の立ち上げに実際手間取るんじゃないかなと思ひまして、そのあたりのご説明をいただけたらと思うんですが、まるっきり違うものでしたら全然お門違いの質問になりますけど。すいません。 教育委員会課長 大西 徹野君。 大西です、よろしくお願いします。PTA連絡協議会、PTA育成連絡協議会ですけれども、一応は子供たちの育成のために旧各町でやっじょったPTAの行事とかそういうふうなものに、基本に則りましていちおうは行事がやれるような格好で、いちおう計上させていただいております。もちろん新町になりまして、合同の連絡協議会を発足するかどうかというふうなことを、今検討しておる段階でございます。以上です。
--	---	---

議 長 黒 木 議 員	黒木 保議員。 大西議員の発言に関連いたしまして、かりん亭の人件費、臨時の職員の１００何万ということにつきましては、住民の方からいろいろ新生まんのうのために職員数が余っておるといような状態の中で、臨時職員をかりん亭に採用して１００何万のお金の支出については、私としては理解できませんので、そのへんはどのような対処をされるかということにつきまして、ご解答願いたいと思います。
議 長 ま ち づ く り 政 策 課 長	まちづくり政策課長 竹林 昌秀君。 お答えするに際して、暫定予算というものについてちょっとお話させていただきたいと思います。新町における経営改善とか見直しというのは、これはこれからのことでありまして、暫定予算というものは、合併時において新たな政策を行うことなく、通常の平常の運営をするための一時的なものであります。したがって、前年度の運営を、算定方法を踏襲する以外に算定する方法はないものと理解しております。この賃金については、時間単価６５０円で算定されたものと聞いております。これが高いのか低いのか、最低賃金法という仕組みもありますし、その辺と照らして今後検討してまいりたい問題と考えております。以上でございます。
議 長 (大西豊議員)	黒木 保議員、よろしいですか。ご理解できますか。 他に質疑はありませんか。 (議長、質疑でないですけどね、ちゃんと質問に対してね、真面目に答えてもらいたいです。たとえば今の合併協議会で決まったから言われたから、もし合併協議会が決まっとなやったら、臨時職員の対応はどうなっとなですか。だから指摘しよんですよ、黒木議員が。議長はやっぱり我々議員の代表ですので、執行者が合併協議会を盾にするのであれば、ちゃんとそれを重視してもらいたいです。今、もう二度と言いませんけど、黒木議員が質問したことは、そのことに該当するんですよ。協議会の重視事項に関して逸脱しとんじゃないかということ。)
議 長	黒木議員の質問に対して、竹林課長が説明して、黒木議員にそれで承諾できますかというて、私は了解をとって進めるつもりです。そんで今聞きました。それで私は了解できとると思います。 他に質疑はありませんか。 (「なし。」)
議 長	これをもって質疑を終了いたします。 これより議案第１３号 専決処分の承認について、討論に入ります。討論はありませんか。

日程第 26 日程第 27 日程第 28	議 長	(「なし。」) 討論なしと認めます。 大西 豊議員。
	大西 豊議員	先ほど私も発言をさせてもらいましたが、執行者の方が合併協議会を遵守するというのであれば、それに対する決まったこと、たとえば先ほど質問、議員がしましたが、臨時職員についてもちゃんと合併協議会で決まったことを遵守して、私は行うべきだと思います。
	議 長	そしたら、今後のことについては、竹林政策課長のほうでまた。他に討論はありませんか。 これをもって討論を終了いたします。 これより議案第 13 号 専決処分の承認についての件を採決いたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。 起立多数です。よって本案は承認されました。 これより、 日程第 26 議案第 14 号 専決処分の承認について まんのう町税条例の一部を改正する条例 日程第 27 議案第 15 号 専決処分の承認について まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 日程第 28 議案第 16 号 専決処分の承認について まんのう町介護保険条例の一部を改正する条例 以上、議案第 14 号から議案第 16 号までの 3 議案を、会議規則第 37 条により一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。 (「異議なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第 14 号から議案第 16 号までを一括議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。
	町 長	議案第 14 号から第 16 号までをご説明申し上げます。 議案第 14 号 「まんのう町税条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。地方税法等の一部を改正する法律が平成 18 年 3 月 31 日に公布されました。今回の改正は、個人住民税の非課税の範囲の加算する額の改正、固定資産額の負担調整措置の見直し等でございますが、これに伴いまして、まんのう町税条例の一部を改正する必要が生じました。よって、

	町 長 議 長	地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 議案第１５号 「まんのう町国民健康保険条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。これも先にご説明しました地方税法の一部改正によるものでありまして、介護納付金の課税限度額の改正、公的年金等控除の見直しなどの改正でございます。よって、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 議案第１６号 「まんのう町介護保険条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。これは、介護保険法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴うもので、本文中は字句等の修正、付則については新たな市町村民税課税者の保険料の激変緩和措置としての段階的引き上げの改正を行いました。よって、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第３項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 以上、よろしくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより一括上程議案の議案第１４号から議案第１６号までの３議案に対して、質疑にはいります。質疑はありますか。（「なし。なし。」） これをもって、質疑を終了いたします。 これより議案第１４号 専決処分の承認について まんのう町税条例の一部を改正する条例の討論にはいります。討論はありますか。（「なし。なし。」） 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより議案第１４号 専決処分の承認について まんのう町税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。（「なし。なし。」） 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより議案第１５号 専決処分の承認について まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の討論にはいりま
--	---	---

日程第 29	議 長	す。討論はありませんか。 (「なし。なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより議案第 15 号 専決処分の承認について まんのう町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (「なし。なし。」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 これより議案第 16 号 専決処分の承認について まんのう町介護保険条例の一部を改正する条例の討論にはいります。討論はありませんか。 (「なし。なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより議案第 16 号 専決処分の承認について まんのう町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は、承認することに御異議ありませんか。 (「なし。なし。」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 日程第 29 議案第 17 号 専決処分の承認について まんのう町学校設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。 議案第 17 号 「まんのう町学校設置条例の一部を改正する条例」につきまして、ご説明申し上げます。この改正は、議員各位もご承知のとおり、4 月 1 日付で、旧仲南町区域の幼稚園、小学校、中学校の統廃合を行いましたことから、学校設置条例を統廃合後の実態に合わせて改正する必要がありました。よって、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、その承認を求めるものでございます。 よろしく、お願い申し上げます。
---------------	------------	---

日程第 30	議	長	これをもって、提案理由の説明を終わります。 これより 議案第 17 号 専決処分の承認について まんのう町学校設置条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑はありませんか。 (「なし。なし。」) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 これより 議案第 17 号 専決処分の承認について まんのう町学校設置条例の一部を改正する条例について討論に入ります。討論はありませんか。 (「なし。なし。」) 討論なしと認めます。 これをもって、討論を終了いたします。 これより 議案第 17 号 専決処分の承認について まんのう町学校設置条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。本案は、承認することにご異議ありませんか。 (「なし。なし。」) 異議なしと認めます。よって本案は承認されました。 ただいまから、議案を配布させていただきます。 これより 日程第 30 議案第 18 号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。
	町	長	町長 栗田 隆義君。 議案第 18 号の提案理由を申し上げます。まんのう町発足にあたって、教育委員会委員は地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第 18 条第 1 項の規定により、暫定委員が選任されておりますが、暫定委員の任期は同施行令第 2 項の規定により、新町設置後最初に招集される議会の期日の末日までとなっていますことから、新たな委員選任について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。今回、同意を求める委員は
	町	長	まんのう町吉野 1845 番地 三原一夫 氏 まんのう町四條 416 番地 3 岩山康子 氏

日程第 31	議 長 町 長	まんのう町佐文 8 8 2 番地 尾鼻勝吉 氏 まんのう町羽間 2 4 2 7 番地 千葉恭子 氏 まんのう町勝浦 2 3 3 3 番地 1 1 望月亮道 氏 の 5 名であります。なお委員の任期は、同施行令第 2 0 条の規定により 1 年から 4 年間で町長が定めることとなります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由の説明を終わります。 ただいま議題となっております 議案第 1 8 号は人事案件ですので、質疑、討論を省略したいと思います。 これより、採決いたします。お諮りいたします。 議案第 1 8 号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに御異議ありませんか。 (「異議なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第 1 8 号 まんのう町教育委員会委員の任命についての件は、これに同意することに決しました。 これより 日程第 3 1 議案第 1 9 号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。 提出者から、提案理由の説明を求めます。 町長 栗田 隆義君。 議案第 1 9 号の提案理由を申し上げます。まんのう町の発足にあたって、固定資産評価審査委員会委員は地方税法第 4 2 3 条第 8 項により暫定委員が選任されておりますが、暫定委員の任期は同法同条第 9 項の規定により新町設置後最初に招集される議会の同意を得て、委員が選任されるまでとなっておりますことから、新たな委員選任について、議会の同意を求めるものであります。今回同意を求める委員は、 小笠 厚 氏 五味 孝 氏 山下 道治 氏 の 3 氏であります。旧 3 町の固定資産評価審査委員会委員並び暫定委員を歴任されております。なお委員の任期は、同法同条第 6 項の規定により 3 年となっておりますことから、本日同意をいただければ、平成 2 1 年 5 月 1 2 日までとなります。ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。
---------------	-----------------------	--

	議 長	これをもって、提案理由の説明を終わります。ただいま議題となっております議案第１９号は、人事案件ですので質疑、討論を省略したいと思います。 これより、採決いたしたいと思います。お諮りいたします。議案第１９号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することにご異議ありませんか。 (「異議なし。」) 異議なしと認めます。よって議案第１９号 まんのう町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件は、これに同意することに決しました。 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これにて、平成１８年第１回まんのう町議会臨時会を閉会いたします。 閉会 ２０時５分
--	-----	--

		地方自治法第 1 2 3 条第 3 項の規定により署名する。 平成 1 8 年 5 月 1 2 日 まんのう町議会臨時議長 まんのう町議会議長 まんのう町議会議員 まんのう町議会議員
--	--	---

